

## 第2節 消費者契約の条項の無効（第8条～第10条）

### ● 趣旨

#### （1）契約条項の無効（第8条～第10条）についての総説

現代社会の消費者契約においては、契約当事者の一方である事業者が、大量取引を迅速かつ画一的に処理しながら安定した契約を確保するために、一定の場合に、自己の責任を免除もしくは軽減することにより相手方である消費者の権利を制限し又は相手方である消費者に一定の義務を課すなどにより、経済的利益の配分を図っている（なお、電気・ガスの供給、輸送サービスの提供、電話の通信契約等のように、大量に取引がなされ、画一的かつ迅速な処理が要求されるために附合契約と呼ばれる契約形態をとることが合理的であるものがある。これらの契約については、消費者保護の観点から国が契約内容の認可・届出等の手続を通じて行政的に監督しているものが多い。）。しかし、場合によっては、取引が多様化・複雑化するなかで情報・交渉力の面で消費者と事業者との間に大きな格差が存在する状況において、事業者が適切なバランスを失し、自己に一方的に有利な結果を来す可能性も否定できない。このように、消費者にとって不当な契約条項により権利を制限される場合には、消費者の正当な利益を保護するため当該条項の効力の全部又は一部を否定することが適当である。

民法第91条は、当事者の意思によって任意規定と異なる特約をした場合には、任意規定よりもその特約が優先すると規定しているが、以上を踏まえ、本法第2章第2節の規定（法第8条から第10条まで）は、民法第91条の特則として、民法、商法等の任意規定と異なる特約である契約条項のうち一定の要件に当てはまるものの全部又は一部を無効としている。

#### （2）民法第1条第2項（信義則）、第90条（公序良俗）との関係

本法第2章第2節の規定は、消費者契約においては、契約全体を有効としつつ、法第8条から第10条の規定に掲げる条項に該当するものを無効とするものである。一方、裁判実務上、民法の信義則、公序良俗を根拠として、契約全体を有効としつつ契約条項の効力を否定する例がみられる。しかし、本法第2章第2節の規定は民法の信義則、公序良俗とはその目的を異にするものである。

##### ① 民法の信義誠実の原則（第1条第2項）の目的

権利の行使、又は、義務の履行に当たっては、社会共同生活の一員として、互いに相手の信頼を裏切らないように、誠意を持って行動することを要請する。

##### ② 民法の公序良俗（第90条）の目的

国家・社会の秩序や一般的利益、社会の一般的道徳観念に反する法律行為を無効とする。

### ③ 本法第2章第2節の規定の目的

情報・交渉力において劣位にある消費者の正当な利益が不当な内容の契約条項により侵害された場合に、このような不当条項の効力を否定することにより当該消費者の利益を回復する。